

令和 7 年 9 月 11 日 (木曜日)

令和 7 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 6 日目)

令和7年度南三陸町議会9月会議会議録第6号

令和7年9月11日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長 (総務課長事務取扱)	三浦浩君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀洋子君

保健福祉課長	阿部 好伸君
農林水産課長	佐藤 正行君
商工観光課長	宮川 舞君
建設課長	遠藤 和美君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹君
上下水道事業所長	小野寺 洋明君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明君
総務課課長補佐	渡邊 隆史君
教育育長	小松 祐治君
教育委員会事務局長	及川 貢君
代表監査委員	横山 孝明君
監査委員事務局長	高橋 伸彦君
選挙管理委員会事務局書記	渡邊 隆史君
農業委員会事務局長	佐藤 正行君

事務局職員出席者

事務局長	高橋 伸彦
主幹	佐藤 美恵

議事日程 第6号

- 令和7年9月11日（木曜日） 午後2時20分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 認定第1号 令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 4 認定第2号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 5 認定第3号 令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 6 認定第4号 令和6年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 7 認定第5号 令和6年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 8 認定第6号 令和6年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第 9 認定第7号 令和6年度南三陸町下水道事業会計決算の認定について
- 第10 認定第8号 令和6年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第11 認定第9号 令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 第12 同意第1号 南三陸町教育委員会の教育長の任命について
- 第13 同意第2号 南三陸町教育委員会の委員の任命について
- 第14 陳情6の1 芽の浜漁港に関する陳情書
- 第15 陳情7の1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書
- 第16 議員派遣
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

午後2時20分 開議

○議長（星 喜美男君） どうも皆さん、改めましてこんにちは。

長期間にわたっての決算審査特別委員会、大変御苦労さまでございました。

どうか本会議のほうも御協力よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

令和6年度決算審査特別委員会委員長よりお手元に配付しておりますとおり、委員会審査報告書が提出されております。

次に、お手元に配付しておりますとおり陳情1件が提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 認定第1号 令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第2号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第 5 認定第3号 令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第4号 令和6年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第5号 令和6年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第6号 令和6年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

日程第 9 認定第 7 号 令和 6 年度南三陸町下水道事業会計決算の認定について
日程第 10 認定第 8 号 令和 6 年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
日程第 11 認定第 9 号 令和 6 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の
認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第 3、認定第 1 号令和 6 年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 11、認定第 9 号令和 6 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまで、お諮りいたします。以上 9 案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、9 案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は 1 案ごとに行います。

お諮りいたします。本 9 案については、既に提出者の説明及び質疑が終了しております。また、令和 6 年度決算審査特別委員会の委員長報告書が提出されております。

お諮りいたします。本 9 案についての委員長の報告並びにこれに対する質疑は、議長を除く議員全員による特別委員会でありますことから、これを省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告並びにこれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより認定第 1 号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第 1 号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 2 号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第 2 号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

教育長が退席しております。

日程第12 同意第1号 南三陸町教育委員会の教育長の任命について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、同意第1号南三陸町教育委員会の教育長の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第1号南三陸町教育委員会の教育長の任命

について御説明申し上げます。

本案は、教育委員会教育長小松祐治氏の任期が本年11月18日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を本年11月19日からの3年を任期として教育委員会教育長に任命したいため、議会の同意を求めるものであります。

小松氏は、本年4月から教育委員会教育長として御尽力を賜り、明朗快活で住民及び教職員からの信望も厚く、高い識見と高潔な人格は、教育委員会教育長として適任と考えておりますので、任命することに御同意を賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 人事に関して、4月から教育長を務めていただいておりますが、そこに關してというよりも確認したいことがあったので質問させていただきます。

11月18日という期日が設定されていますけれども、そもそも何だ、この期日、任期の期間の締切りというところに至った経緯というのは、何か法的根拠と申しますか、そういうところを一度確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） じゃあ私から説明させていただきます。

教育長の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第5条に任期の規定がございます。第1項本文に、教育長は3年、教育委員については4年の定めがございまして、ただし書において「補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする」という定めがありますので、それに基づいての提案ということになります。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） くしくもと言ったら変ですけれども、前任の教育長を務めていただいた方、私の存じ上げるところで2名ほど一身上の都合によりということで、年度替わりの4月からこの半年間お務めいただいて、新たに任命という経緯をたどってきていると思うんですけれども、そこに何も別に申し分はないんです。ただ、教育行政という組織ですよね、町の運営の中で教育行政というものをしっかりと組織立ててそれに見合った方、特に教育に精通した方に務めていただくというのは、やっぱりこの町の子供たち、未来を担う子供たち、宝のために主たるものであるべきだと私は思っています。そういう意味もそうですが、何だ、途中でというケースはこれからもあり得るだろうと。今回、小松先生、現教育長は、職をね、途中で退職して務めていただくこともあるので、今後もこういうケースもあり

得るんではないかなというところで確認してみたんですけれども、場合によっては、この在任期間というかをリセットすることというのは可能なのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 先ほど申し上げました法律の中の第5条第1項のただし書がございますので、ここに規定されている限りは、それに反することはできないと解するものでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより同意第1号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第1号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

教育長が着席しております。

日程第13 同意第2号 南三陸町教育委員会の委員の任命について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、同意第2号南三陸町教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第2号南三陸町教育委員会の委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員小畠正敏氏の任期が本年11月18日をもって満了することに伴い、委員として新たに高橋秀憲氏を、本年11月19日からの4年を任期として教育委員会委員に任命したいため、議会の同意を求めるものであります。

高橋氏は、昭和62年4月に教員になられ、令和5年3月に志津川中学校教頭で定年退職されました。現在は、日本語学校の非常勤講師として御活躍をされておりまして、その高い識見と温厚明朗で高潔な人格は、教育委員会委員として適任と考えておりますので、任命することに御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

同意第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第2号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第14 陳情6の1 茅の浜漁港に関する陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第14、陳情6の1茅の浜漁港に関する陳情書を議題といたします。

本陳情については、総務産業建設常任委員会に付託をしており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（高橋伸彦君） それでは、令和7年度9月会議の請願・陳情関係の資料になります。資料の1ページ目になります。

朗読させていただきます。

令和7年9月2日、南三陸町議会議長星 喜美男様。総務産業建設常任委員長佐藤正明。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、南三陸町議会会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、陳情6の1。付託年月日、令和7年3月17日。件名、茅の浜漁港に関する陳情書。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見、なし。措置、なし。

以上、朗読を終わります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。佐藤正明君。

○総務産業建設常任委員会委員長（佐藤正明君） ただいまの件につきまして、調査結果のことについて報告いたします。

本陳情は、令和7年3月17日に提出されました総務産業建設常任委員会に付託されているものであります。委員会では、令和7年4月24日、7月1日、7月18日の3回にわたり関係機関からの聞き取り調査及び慎重なる審査を行いました。

調査においては、総務課及び同課危機管理から町内漁港施設における防犯対策の現状、本陳情に対する考え方、今後の対応方針について、経緯を含めて説明を受けました。

また、宮城県漁業協同組合歌津支所に対する聞き取り調査では、これまでの防犯対策に加え、令和7年3月6日に中山・垂の浜地区で発生した船外機6台の盗難事件への対応についても確認を行いました。

当町には23か所の漁港施設があり、そのうち10か所は町が直接管理しています。この施設は、東日本大震災による甚大な被害を受けたが、現在は復旧が完了している。こうした中で発生した今回の盗難事件を契機に防犯対策の在り方についての課題が改めて浮き彫りとなりました。

陳情の趣旨は、盗難及び事故の防止対策の実施と、これらに関する啓発活動の推進にあり、委員会において願意の妥当性と実現性を検討した結果、下記の意見に至りました。

まず、盗難事件は、漁業者個人の財産管理に関わるものであり、これまで漁協を通じた啓発活動が行われてきたことから、一定程度は自助の努力が必要、範囲にあると考えております。

さらに、防犯施設の要望については、事後対応として有効性は求められる一方で、抑止力や費用対効果の観点からは、十分とは言い難い状況であります。

以上の点を総合的に勘案し、委員会としては、全会一致で本陳情を不採択とするべきものといたしました。ただし、不採択としたものの、東日本大震災後に整備された防波堤による死角の増加や住民の高台移転による監視体制の弱体化といった構造的課題を踏まえると、防犯灯の増設や防犯看板の設置など、抑止効果を期待できる対策は、単一の漁港でなく町内全ての漁港に共有する課題であります。今後、町全体として防犯対策を検討、推進していく必要があることを意見としてここに報告いたします。

以上です。

○議長（星 喜美男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情6の1を採決いたします。本陳情書は不採択とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本陳情書は不採択と決しました。

日程第15 陳情7の1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第15、陳情7の1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書を議題といたします。

本陳情については、民生教育防災常任委員会に付託しており、その審査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。局長。

○事務局長（高橋伸彦君） それでは、朗読させていただきます。

同じく資料3ページになります。

令和7年8月21日、南三陸町議会議長星 喜美男様。民生教育防災常任委員長村岡賢一。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、南三陸町議会会議規則第91条第1項の規定により報告します。

受理番号、陳情7の1。付託年月日、令和7年6月6日。件名、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書。審査の結果、採択すべきもの。委員会の意見、なし。措置、町長に送付。

以上、朗読を終わります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら説明を求めます。村岡賢一君。

○民生教育防災常任委員会委員長（村岡賢一君） ただいま局長が申し上げましたことについて、細部について申し上げます。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書については、民政教育防災常任委員会に付託された当該陳情について、令和7年7月15日開催の委員会において調査及び審査をしました。調査は、保健福祉課職員に加齢性難聴者の状況等について説明を求め、その後、説明の内容を踏まえて審査を行った。

加齢性難聴について、一般的には、高齢者の約半数が聞こえにくさを感じていると言われており、危機察知能力の低下、社会的孤立を招き、さらには、認知機能に影響を与える可能性も指摘されているため、町民が健康で明るく生活するためには大きな問題だと言える。しかし、補聴器は高額な上、保険適用がなく、低所得者が購入することは難しい。

このような状況を受け、宮城県では、ソフト事業の経費に係る予算を計上し、説明会も実施しており、県内の市町村では、名取市、大郷町をはじめ助成金を交付する動きが広まっている。いずれの事例も高額な購入費に対して助成額は小さいが、高齢者の健康増進のために一

定の効果はある。また、難聴であることを自覚する機会を設けることも大切であることから、特定健診の項目に聴力検査を設けることも一定の意義はある。したがって、民生教育防災常任委員会では、全会一致により本陳情を採択すべきものとして審査結果に至ったもので、報告をする。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより陳情7の1を採決いたします。本陳情書は採択と決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本陳情書は採択と決定いたしました。

日程第16 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度南三陸町議会9月会議を終了いたします。

ここで、町長より挨拶がありましたらお願ひいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、9月会議の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

本会議に提案をされました全議案、議員の皆さん方の慎重な御審議の下に御承認を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

大変貴重なお時間でございますが、私から、大変恐縮でございますが、お時間をいただいて一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

平成14年に旧志津川町の町長に就任をさせていただきました。その後、合併協議会が立ち上がりまして平成17年10月1日に南三陸町が誕生いたしました。今年の10月1日で合併20周年という節目の年を迎えるということになりました。この間、私は6期24年間にわたりましてこの職を務めさせていただきましたが、今任期をもちましてこの職を辞したいと思います。

今日9月11日は、東日本大震災で奈落の底に突き落とされてから14年6か月の月命日であります。東日本大震災では、831人の町民の皆さんのが犠牲、行方不明となって、6割を超す住宅、商店、工場が流出するという、まさに未曽有の大災害でありました。防災庁舎の屋上から見たあの町の惨状は、昨日のことのように思い出されますし、多分、生涯忘れる事はない痛恨の出来事がありました。

あの日から心に誓ったことがあります。1つには、町を再建するという私に与えられた使命を必ず果たさなければいけないということ、それから、どんな困難があっても絶対に諦めてはいけないということ、そして、気持ちが折れても気力だけはしっかりと保とうと、そう思いながらこの14年半、歩いてきました。おかげさまで全国の皆さん、世界の皆さんのが強い後押しを受けて南三陸町の復興を成し遂げることができました。改めて全ての皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

それと、もう一つ、あの苦しい日からずっと頑張っててくれた町民の皆さんや議員の皆さんに改めて心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

御案内のとおり、復興事業だけではなくて持続可能な未来の南三陸町のまちづくりも一緒に手がけてまいりました。合併20周年のときに皆さんにお示しすることができますが、南三陸町の未来に向けて普遍的な町の在り方ということを皆さん方にお示しできるということになります。

改めて、私の使命は全て終えたと思います。まだ任期は11月5日までありますので、この間、あと2か月弱になりますが、議員の皆さん方には、引き続き御協力賜りますようにお願いを申し上げさせていただきたいと思います。本当に6期24年お世話になりましたこと、改めて厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私から一言挨拶を申し上げさせていただきます。

9月2日から10日間、実質8日間にわたりましての9月会議、無事に終了することができました。皆様の御協力に心より感謝を申し上げます。

今朝の新聞報道にもありましたが、ただいま佐藤町長より勇退する旨の御挨拶をいただき、大変驚いておるところでございます。佐藤町長には、南三陸町が誕生してからこれまで20年

間、町政運営に当たってこられ、その間には、東日本大震災により全町が壊滅的な被害を受け、また、新型コロナウイルスの感染拡大など人類史上経験のない局面に接しながらも、地域経済や町民生活を守るため常に先頭に立ち、未曾有の被害を乗り越え、創造的復興を果たしてこられました。これもひとえに町長の不惜身命の精神による並々ならぬ御尽力があつてのことと、心より敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。そして、二元代表制の一翼を担ってきた議会といたしましても、共に復興に関わってこられたことを大変誇りに思っております。町長、本当に疲れさまでした。そして、ありがとうございました。今後は、立場を変えて町の発展に御尽力をくださいますようお願い申し上げます。

議員各位には、今期最後の議会となります。どうか次のステージに向けて頑張っていただきたいと思います。長期間にわたり大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。どうもありがとうございます。

午後2時51分 散会